

年 月 日

様

長洲町長

認 定 遅 延 通 知 書

下記子どもに係る認定申請については、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定により、当該申請のあった日から起算して30日以内にその処分を行うこととされていますが、次の理由で審査が遅延しているため、処分の通知を延期します。

|                           |         |
|---------------------------|---------|
| 子 ども の 氏 名<br>及 び 生 年 月 日 | 年 月 日 生 |
| 認 定 申 請 日                 |         |
| 遅 延 理 由                   |         |
| 処 理 見 込 期 間               |         |
|                           |         |